一緒に考えましょう。市町村合併

市町村合併の行方　No.21

第9回「新潟地域合併問題協議会」で任意協議会を終了

合併後における[redacted]が提案され、了承されました

本村は、この協議会に6月開催の第6回から正式参加し、これまで関係市町村とさまざまな事項について協議を進めてきました。

そして、任意合併協議会としては最後となる第9回「新潟地域合併問題協議会」が、9月29日開催されましたので、その協議の概要についてお知らせします。

なお、任意協議会の終了に伴い、今後はさらに皆さんから一層のご理解を得るため、情報提供や説明会を開催し、その後には各市町村議会での議決を経た上で、法定協議会を設置することが予定されています。そして、引き続いて、合併についての詳細な事項の協議を進めていくことになります。

「特別職の職員の取り扱い」について

まず、特別職の職員の取り扱いについてですが、今回の協議会では以下の2点について、その調整方針が示され、協議の結果、関係市町村の合意が得られました。

●三役及び教育長の身分の取り扱い

新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村の三役及び教育長は失職とする。なお、当該市町村長は、原則として地域審議会の委員とするが、その具体的な取り扱いについては、合併関係市町村の長が別に協議して定める。

また、当該市町村の助役、収入役及び教育長の身分の取り扱いについては、合併関係市町村の長が別に協議して定める。

●行政委員会及び監査委員並びにその委員の身分の取り扱い

新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村に置かれている行政委員会及び監査委員は廃止し、その委員は失職する。

なお、岩室村における現行の制度としては、●教育委員会●選挙管理委員会●固定資産評価審査委員会の3つの行政委員会と●監査委員の合計4つが設置されています。これらはすべて、合併とともに、統廃合されることになりますが、住民に直接関わりをもつものについては、各支所に窓口となる事務所を設置するなどの方法を今後、十分に検討していくことになります。

「地域審議会」の詳細について

この地域審議会の概要については、先月の広報「いわむろ」でもお知らせしたとおりですが、今回の協議会では、その構成人数や業務内容など、さらに一歩踏み込んだ内容について検討が行われ、以下のとおり決定されました。

●設置期間

・地域審議会を設置する期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。ただし、地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定があった場合においては、当該指定の日の前日までとする。指定日以後は、行政区ごとに審議会に代わる新たな附属機関を置くものとする。

●所掌事務

・審議会は、その所管する区域（以下「所管区域」と言う。）に係る次に掲げる事項について市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

(1)合併建設計画の執行状況

(2)合併建設計画の変更

(3)所管区域のまちづくり計画の策定及び変更に関する事項

(4)その他、市長が必要と認める事項

・審議会は、所管区域に関し必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

●組織

・審議会の委員は、30人以内をもって組織する。

・委員は、所管区域に住所を有する者で、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

(1)公共的団体等を代表する者

(2)学識経験者

(3)公募により選任された者

●任期

・委員の任期は2年とする。

・委員の再任は妨げないものとする。

「地方税の取り扱い」について

第9回協議会では、私たちの生活にとって最も身近な関心事である地方税の調整方法について協議、検討が行われ、関係市町村の合意が得られました。

以下、その内容をお知らせいたしますが、今回はその概要を記載いたしました。さらに詳しい各税目ごとの内容については、後日改めてお知らせします。

今回の協議会では、地方税10項目について協議が行われましたが、現在の岩室村と新潟市の制度を比較すると、その税率が同じものが、以下の7項目となっています。

●法人市町村民税　●固定資産税
●軽自動車税　●市町村たばこ税
●鉱産税　●特別土地保有税
●入湯税

したがって、**本村の場合は、これらの税金の取り扱いについては、合併をしてもこれまでと変わることはありません。**

また、法人市町村民税の軽減措置として、資本金1,000万円未満で法人税額210万円未満のものについては、その税率は13.5%となるため、その対象となる場合は、現在よりも軽減される特例が適用されます。

●個人市町村民税の均等割について

現在、この税金の制度については、それぞれの市町村の人口によってその金額が定められています。本村の場合は、人口が5万人未満ですので、2,000円ですが、5万人以上では2,500円、50万人以上では3,000円とそれぞれ定められています。

したがって、合併後の取り扱いとしては、以下のとおりとなります。

新潟市の制度に統一する。

ただし、均等割については、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、不均一の課税をする。なお、この場合、合併年度及びこの翌年度は現行のとおりとし、それに続く2年度は500円加算した税額とする。

つまり、合併した最初の年度とその翌年度は現在のままの2,000円とし、その後の2年度は500円を加算し、2,500円。そして平成20年度に3,000円とすることで、一定の経過期間を設けることとします（左表参照）。また、非課税となる基本額については、扶養がない場合で新潟市が31万5,000円以下、本村が28万円以下ですので、その対象となる人は、非課税となることになります。

年度	新潟市	岩室村
現在	3,000円	2,000円
H 17	3,000円	2,000円
H 18	3,000円	2,500円
H 19	3,000円	2,500円
H 20	3,000円	3,000円

●事業所税について

事業所税とは、都市環境の整備及び改善に充てる目的税ですが、都、指定都市及び人口30万人以上の都市において、一定規模以上の事業所（家屋の床面積が1,000㎡以上の事業所、従業者数100人以上の事業所）に対して課税すると定められているもので、現在、新潟市は課税されています。

このことから、合併後の取り扱いとしては、以下のとおりの調整を行うことになります。

新潟市の制度を適用する。

ただし、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、課税をしないこと又は不均一の課税をすることとする。なお、この場合、合併年度及びこれに続く2年度は課税をしないこととし、その翌年度は2分の1の税率とする。

現在、本村については、この制度はありませんが、平成16年度に合併をした場合、一定規模以上の事業所に対して課税されることになります。

ただし、皆さんの負担を緩和するため、経過措置とし、平成17、18年度については、課税をせず、その翌年度は2分の1の税率とし、平成20年度からは、新潟市の現在の制度に統一していくことになります（左表参照）。

年度	新潟市	岩室村
現在	・資産割 600円/㎡ ・従業者割 給与総額の0.25%	課税なし
H 17	・資産割 600円/㎡ ・従業者割 給与総額の0.25%	課税なし
H 18	・資産割 600円/㎡ ・従業者割 給与総額の0.25%	課税なし
H 19	・資産割 600円/㎡ ・従業者割 給与総額の0.25%	・資産割 300円/㎡ ・従業者割 給与総額の0.125%
H 20	・資産割 600円/㎡ ・従業者割 給与総額の0.25%	・資産割 600円/㎡ ・従業者割 給与総額の0.25%

●都市計画税について

都市計画税とは、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるため、市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、課税されるものです。

合併後の調整案としては、以下のとおりになります。

新潟市の制度に統一する。

ただし、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、課税をしないこと又は不均一の課税をすることとする。なお、この場合、合併年度及びこの翌年度は現行のとおりとし、それに続く4年度は段階的に調整した税率とする。

なお、本村は、現在、市街化区域に設定されていませんので、この制度はありません。また、合併後においても本村地域が市街化区域に設定されるまでは課税の対象となりません。ただし、将来、都市化が進んだり、政令指定都市の指定を受けた場合など、一定の段階で、その行政区ごとでの見直しは必要になってくるものと思われます。

年度	新潟市	岩室村
現在	0.28%	課税なし
H 17	0.28%	課税なし
H 18	0.28%	課税なし（ただし市街化区域が設定された場合は0.05%）
H 19	0.28%	課税なし（ただし市街化区域が設定された場合は0.11%）
H 20	0.28%	課税なし（ただし市街化区域が設定された場合は0.16%）
H 21	0.28%	課税なし（ただし市街化区域が設定された場合は0.22%）
H 22	0.28%	課税なし（ただし市街化区域が設定された場合は0.28%）

― 市町村合併地区別説明会開催のお知らせ ―

No.	期日	時間	会場	対象地区
1	11月11日(火)	午後7時～9時	すこやかセンターやすら木	間瀬地区　全域
2	11月12日(水)	午後7時～9時	中央保育園	金池、石瀬、岩室、樋曽、栄、橋本、久保田、猿ヶ瀬
3	11月16日(日)	午前10時～正午	JA越後中央岩室支店	南谷内、北野、夏井、西中、潟上、白鳥、西長島、横曽根、西船越、新谷、油島、高畑
4	11月16日(日)	午後1時～3時	農村環境改善センター	和納4、5、6、7、8、9、10、11区
5	11月16日(日)	午後7時～9時	和納小学校	和納1、2、3、12区、三田、原、津雲田、富岡、高橋